

『行政法ガールⅡ』第1刷（2020年10月30日発行）において、下記の誤記がございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

正 誤 表

該当箇所	正	誤
164 頁、注 15	本件条例 3 条 1 項が墓地等の経営主体を制限している趣旨から <u>生活環境上の利益</u> 保護を何らかの形で読み取れば、実務上の通説からも両違法事由を主張しうることになる。	本件条例 3 条 1 項が墓地等の経営主体を制限している趣旨から <u>既存競業者の</u> 保護を何らかの形で読み取れば、実務上の通説からも両違法事由を主張しうることになる。